

00866

大した経費を要しないと思われるので早急施設すべきものと認めた。

(4) 農村更生を強く叫ばれている今日この一環をなす農家の生活改善は大きく取上げられなければならぬ。本場は現在迄男子中心の農村中堅者養成に重点を置いて來ているのであるが、農業改良の一部門を担当する生活改善の指導教育によつて今後農村の進歩的中堅婦人養成が必要と思う。この觀点からして女子部の設置方考究されたい。

(3) 本場の建物は老朽にしてしかも粗雑なバラック式のものが多き。農場として必要な施設は一応整つて居るが腐蝕損せるものが多くこれを個別的に見ても満足なものは見当らない。現在相当余裕を生じてゐるのでこれを集約し重点的に改裝補修して活用すべきである。一例として挙げると講堂、宿舎、食堂、家畜舎等の改裝補修、日輪舎及び政府管理払下家屋の改裝活用等である。

(4) 本場 生産物は相当量の收穫を挙げて居るが、これ

が亟々改善すべきである。

(5) 本場の農業經營実態は一般農家のそれと同様であつて農場生は全部同場に起居寝食と共に耕作して居り、

従つて主食の配給を受けて居らず又郷里から保有米も得ていないので本場耕作に依存しなければならない。

然るに本年度產米供出割当は實業學校或いは農業試驗研究機關の如き特別機關と同様に扱われ保有米も極めて少量しか認められない様である。斯くては農場生は食することが出來ず本場經營は不能に陥るので今後これが保有量は一般農家並に善処方配慮の要あるものと認めた。

(6) 経理其の他事務の処理状況は概ね良好と認めたが今後左記の点注意すべきである。

A 生産物処理は販売の外農場用消費、種子、肥料、

飼料、腐敗処分等の際には決定決議書(帳簿代用も可)を作成し又出納簿を設け出納を明確にしておかねたい。

- (1) 本診療所は無医村を対照とした医療施設であるが健康相談、一般診療に所長外職員は晝夜を分たず奮斗し村民の保健治療に貢献していることを認めた。
- (2) 予ねて懸案されていた病室の新設も村当局の熱意により本所敷地内に村有として本造平家建二棟(十一坪三病室)を建築し目下内部造作中で近く完成するものと思われたが眞に欣ばしく感じた。
- (3) 診療患者は月平均一一五名であるが、その半数以上が呼吸器系疾患者であることは注視すべきである。特に当村管内は以前から結核村として指折されていてものでありその後漸次減少していく模様であるが最近に到り再び増加の傾向にあることは憂慮すべきである。

B 家畜類の生産(繁殖)死亡、農場用消費、更新(交換)等の場合にも同様所要事項を記載したる決議

が処分は一部供出販売の外大部分を農場生の食糧として消費されつつある。この食糧は一応有償のこととし生徒食費手当一人一ヶ月当り五百円(縣費歳出予算中より支出給与するもの)中三百円程度が代金として当场生産物売払收入に振替つて居る訳である。(備考、他代金として支払われている)從つて本場生産物收入は前記三百円を基礎にして割出されて居るので極めて不自然な単價を以つて当场賄部へ売却されることとなつてゐる。斯くの如き処理は甚だ矛盾せる取扱いにして又予算經理上繁鎖に不堪且消費限度も不確定なる嫌があつて生産物の出納処理の面から謂つても妥當とは認められない。これが取扱いは消費基準による年間消費量の限度を決めて現物無償支給のこととし、現物出納を明確にせしめるべきである。從つて縣費歳出金中の食費手当は相当額を減額又は廢止すべきである。本件は過去監査の都度改善方を促したるも現在尙前記の状態を繰返し出納經理の不合理と繁鎖を重ねてゐる

書(決裁帳簿)を作成し出納処理すべきである。

C 備品の整備は不充分につき現物と照合し台帳の記帳整理をして正確を期されたい。

山守診療所 昭和二十五年四月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉 同 柳 谷 保

00868

しかしてこれが予防乃至治療対策について種々腐心されているようであるが医療施設及び設備の不充分な診療所では完全なる対処は到底不可能と思はれるも専く共レントゲン位は裝置して予防措置を講すべきものと認めた。この際これが配慮が望ましい。

(4) 本所の運営は診療費に拠り自立自営の域に達しつゝあるが村民の国民健康保険掛金の滞納により本所診療費の收納が遅れがちとなり勢い運営に支障を与えてい るようである。又所長は現在開業医であるが相当遠距離より通勤し勤務上の過労等の点から辞意を洩らして

歳 入

(二月末現在)

科 目	予 算 額	調 定 額	收 入	済 額	收 入	未 济 額	月 别 未 济 額
使用料	四〇〇、〇〇〇、〇〇	三五四、	二五五、五〇	二六一、	二六一、	一一一、	一一月
診療所使用料						六〇〇、〇〇	一二月
							三四四、八〇〇
							四三、五二〇〇
							二月
							二六、〇三〇〇

歳 出

(三月末現在)

科 目	予 算 額	支 出	済 額	残 額
県 庁 費	一七二、八一三、〇〇	一七二、八一〇、〇〇	三、〇〇	
保 健 衛 生 費	一七八、六三五、〇〇	一七二、七七八、八九	五、八五八、一一	
計	三五一、四四八、〇〇	三四五、五八六、八九	五、八六一、一一	

縣立獎徳學校

昭和二十五年四月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一 監査概況

(1) 本校は現在校長以下職員十名により五十五名(男五十一名女四名)の收容兒童と起居を共にしこれ等異常

兒不良兒の教護訓育に日夜苦難と鬪い乍ら使命の達成に努力せられていることは感謝のほかはない。

(2) 施設建物は校舎及び講堂三棟、寮舍三棟の外に校長舍、靜養室、倉庫、炊事場、小使室等十一棟約三百十坪があり一応の施設は整備されているが、その中の校舍及び講堂並びに寮舍一棟は老朽その極に達し各所に腐蝕破損が見られた。特に校舍講堂は建築以來四十有余年を曆しているので建築壽命に達し加うるに海浜に

あるため潮風による腐蝕が甚だしく今後幾ばくの使用にも堪え難いではないかと思はれたので早晚改築をするものと認めた。

(3) 本校の收容兒童は年々増加しており即ち

昭和二十一年度末現在 三三二名
同 二十三年度末現在 四八名
同 二十四年度末現在 五五名
同 二十五年度四月六日現在 五五名

と謂う漸増の傾向にあるが、この現象は近年少年の不良化が目立ちつつある証左と謂うべきであつて從つてこれ等教護兒童の收容も今後益々殖えて來るものと予想せられるが、現在の寮舍校舎その他の施設の收容可能限度は極限に達しているので近き將來拡充が必要と認められた。

居り傍々深夜往診の不便等から考え専任所長とすることが望ましい。

以上二点で本所の円滑なる運営に兎角支障を与えるものと認められたので善處の要がある。

(5) 事務の執行状況は良好と認められたが國保の事業不振により使用料未收は二月調定分迄十三万二千六百円を生じてゐるが村当局と折衝し至急收納すべきである尙三月分使用料は目下国保審査会に提出中であり調定未済である。(約二万八千円)

本所の收支状況は次の通りである。

00870

(4) 本校の教育は治療、家庭、学科、職業の各教育を渾然一体化した所謂生活体験の教育をしており職員の愛情と真摯なる努力により相等効績を挙げているが、その中の職業教育は設備がなく充分なる教育も不可能と思われた。即ち農業、花卉、園芸、木工、和洋裁或いは築業と謂つた技術の教育をなしてゐるが農機具も不完備であり木工、和洋裁、機物等の設備及び器具は殆んど見られないのにこれ等基礎的智識技能を授ける上に必要な最少限度の設備器具は必要と思つた。

(5) 本校に收容の異常児は善良な環境に置き正常な生活をせしめると共に心身の治療、教育施設を完備し教化訓育することが必要であるが次の如き事項は急速に措置することが必要と認めた。

(1) 本校環境の整理美化

本校は風光明媚なる所に在るが校内は雑然としており一見陰鬱な感じを与える、これは建物が古く腐朽のためと又順次の建増により家屋が雑然としている點であるがこれは致し方がないとしても校内を整

(2) 校具の整備充実

学習に絶対必要な机、椅子、黒板と謂つた校具が不充分である。一例すれば机代用に板を利用して漸く間に合せていると謂つた教室もあり眞に可哀想な状態である。又図書室もなく体操用具も全々ないので修學上にも支障を生じてゐる様である。その他の教材教具に到つては推知るべきである。当局の配意が特に望ましい。

00871

(2) 臨療は国立病院皆生分院医師を嘱託医として治療を受けているが深夜の急病或いは軽微の疾病外傷の間に合はせる医療設備がないので応急医療設備を設け置くべきである。

(3) 收容児童の衣服は從來ララ物資の給与とか篤志家の寄贈により漸く間に合はせているがこの間保護者えの引取り又は里親委託養護施設の入所その他の事情で着用のまゝ退所するので次第に不足していくことになる。中には街頭の浮浪児同様程度の衣服を着ていた児童もいたのでこれが補充に配慮が望ましい。

(4) 本校の防火施設は何等考慮が払われていない様であるが異常児收容施設だけに特に関心を持ち防火施設は勿論消火器具は整備して置くべきである。

(5) 本校の最も重要な懸案として皆生街道より本校に通する道路の拡張改修と温泉浴教護施設の二件があるが前者は市道にて校長より既に米子市会へ陳情し採択せられてゐるので早晚実現可能が見込まれてゐる。

これが実現すれば本校の環境上に大きく曙光を与えるものとして欣ぶべきことである。又後者にては現校長の強き希望にて身心異常児の治療教育施設として既に医学的にもその効果を認めているところであつて、皆生温泉よりこれを導入し入浴施設とすることがこれら異常児を正常児にする上において最も効果的との見地から実現を希望している。経費も相当額を要するが不幸なる收容児童の更生施設として実現が望ましい。

(8) 本校に対する縣民の認識が稀薄であり從つて後援会も弱体である。漸く一部篤志家の援助により兒童福祉社の一部が僅かに爲されてゐるに止まつてゐる。本校の眞の姿を周知宣傳し讃助者を得ることが緊要である。現在收容中の児童数は該當兒の二割程度に過ぎない状況からして本施設の理解を一般に徹底せしめ從來の少年監獄との誤れる觀念を払拭し兒童福祉施設として世人の関心を昂めしめるべきである。

(9) 経理その他事務の処理状況は概ね良好であるが左記事項は今後注意を要するものと認めた。

美し学校周囲に生垣でも造り構内適当箇所に花園でも設ける等して美化することが望ましい。現校長は環境の整理美化について既に着目し校舎裏にあつた躋蒼たる竹藪を伐採したりして明朗美化を図つてゐるが今後共一層努力される様希望致したい。

(2) 運動誤業設備の充実

篤志家の寄贈による野球用具が一部あるのみで他に運動用器具も誤業器具も全々見られない。遊ぶことが子供の生活であるからこれ等器具の最少限度のものは備付けるべきものと思う。

00872

00873

(1) 児童に対する措置費の予算令達遲延の結果職員及び其の家族の食費弁償金を一時これに流用しているためこれが收入措置が遅延していたが経理上妥当でない。斯くの如き場合は主管課と連絡をとり合法的措置を図られたい。

(2) 児童相談所よりの一時保護委託費の受入れが二ヶ月前後遅れており本校措置費の運用を阻害していた。これが請求は急速にして円滑なる運用を期せられたい。

県立皆生学園

昭和二十五年四月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 本学園は児童福祉法に依る精神薄弱兒の保護施設として昭和二十四年九月創設され現在六才から十四才迄の児童十四名を收容している。園長及会計書記は獎徳学校の職員が兼務しているので専任職員は指導員一名と保母一名であるが智脳的に痴愚、魯鈍、劣等と謂つ

た所謂精薄兒童と寢食を共にしつゝ世話をし日夜生活の指導訓練に努力して居り労苦は並々ならぬものが上に思われた。

(2) 審査は獎徳学校前の同校実習地域内に建築されており、これ等兒童の收容建物としては先づ申分なきものと認められたが何分悪戯盛りの年令であり又夜尿症の子供も數名あるので疊は腐蝕し寢具の汚損しているのも見受けられたがこれ等は体裁より頑丈なものにすることが肝要と思つた。

(3) 精薄施設は全國的に見ても数少く五指を屈するに足らない状況であるにも拘らず本縣に設立されたことは喜ばしいが、しかし現在では名目上止り充分なる保護指導も困難かと思考されるので今後順次改善充実してその使命を達成しめる様縣当局の配意が必要である。改善充実を必要とする事項は概ね次の如きものである。

A 現在獎徳学校に同調した運営が爲されて居るが同校と性格が全く異つた施設につきこれと完全に分離し設置箇所も別個の適地に設立すべきであり職員も

兼制は面白くない。

B 本縣下に精薄兒童数が六八〇名の多數ある点に鑑

み今後收容施設の拡張が必要である。

C 全然と謂つても差支ない位の設備が無いので各智腦年令に適した娛樂設備（ブランコ、シーソー、滑り台、積木、玩具等）及び修養設備（計数器、各種標本、黒板、机、繪本、樂器等）の設備は是非必要である。

D 本学園設立に際して初度調弁費が計上されなかつたため寝具、被服、炊事道具、食器その他必要設備は応急的に獎徳学校分で間に合せて居るが、前記娛樂設備收容設備と共に早急整備の要を認められる。

その他にも教育施設、職員の充實強化等の諸事項があるが前記の如く適地に移転が先決問題につきその際これら等を勘案し名実共に充実整備した精薄施設とすることが望ましいのでその実現に努力すべきである。

米子兒童相談所 昭和二十五年四月七日監査

同 保木本徳太郎

一、事務の執行状況

同 保木本徳太郎

(1) 当所は昨年一月中央兒童相談所支所として設置され

同年九月分離獨立し新発足したものである。当初は一般社会の認識も薄く職員の兼務等によりその活動も不活発のようであつたが独立と共に専任所長を置き関係諸機関の協力を得て兒童福祉の増進に漸次効績を挙げている。即ち兒童の善導、救済、潜在する要保護兒童の早期発見、兒童の不良化防止等職員は日夜献心的努力をして居る。

(2) 開設以來の取扱件数は二六三件、延二、〇七三件、

一日平均六件となつて居るが、最近不良兒童が漸増の傾向にあり、これが防止対策の一環として米子地区に兒童問題協議会を設け毎月開催し対策を講じているようであるが、尙更に兒童委員、民生委員、学校等と密接なる連繫を図り協力を得て兒童の不良化防止に格段の努力を要望致したい。

(3) 児童の鑑別器具は不充分ながら一通り整えているが

智脳、性能検査用具、体重、身長計或いは浮浪児撮影

用の寫真機等が全然なく完全なる兒童保護救済は出来得ないので早急設備すべきである。

尙現在一時保護所が併設されていないので天使園或い

は獎徳学校等養護施設へ一時委託されているようであ

るが本所業務遂行上支障を生ずるものと思考するにつき早急併設すべきである。

(4) 職員は所長以下六名（内一名兒童福祉司）であるが

本所は鳥取中央相談所経費の一部を割き運営に充てら

れているので前記の如く施設々備は不完備であり運営

費用も充分でない。この点鳥取中央相談所の場合も同様

であつて國庫補助対照は本縣一ヶ所に対し二箇所の運

営をしている点に無理がある。本所も國庫補助対照と

して職員を充実し運営費を確保すべく強力に中央折衝

し兒童福祉施設として全きを期せしめるべきである。

(5) 事務の処理並び服務の状況は良好と認めた。尙經理

事務は殆んど本所にて処理されあり旅費、需要費の

一部、前渡資金を受け經理していたがその執行状況は

適正と認めた。

米子労政事務所 昭和二十五年四月七日監査
監査委員 倉 繁 良 達 逸
同 保木本徳太郎

一、事務の執行状況

(1) 労働行政の第一線機関として労働情報の蒐集、労組の育成指導、労資関係の調整等極めて重要業務を遂行しているにも拘らず職員は所長以下僅か四名であり経費は僅少、又庁舎は民間会社建物の一隅を間借りしてあるといつた貧弱さである。これでは重要な労働行政を担当する第一線機関としての権威にもかかわり又事務の執行にも支障が伴うものと思われる所以早急善処が望ましい。

(2) 当管内労働事情の最近の特色は企業整備による人員整理反対、賃金遅払の争議が激増してきたことが挙げられるが、而して総体的に労働運動は低調であつて、管内九三既設組合中労働協約締結組合は僅か一二組合に過ぎない状況である。これが労働教育と指導に一層努力を要する。

(3) 当所執行の労働教育は米子労政通信（月刊）の発行、映画、幻灯等による視覚教育、労働講座の開設等であるが、偶々監査当日は労働学校開設第二日目であつた

が労資双方共認識不充分のため受講者も勢く成績は芳しからぬよう見受けられた。又未だ労働文庫も開設されていないので今後労働教育に重点を置き正しい労働運動の在り方を強力に指導教育すべきである。

(4) 事務の処理並び服務状況は良好と認めた。尙予算經理は主管課で取扱つている關係上たゞ運営を採らなければならぬので事務執行に困難を感じている。

又机、椅子等を民間会社或いは個人から借用しているが縣の權威にもかかわるので、この程度のものは早急に備付けるべきである。

繩 檢 定 所 昭和二十五年五月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一、監査概況

本年度繩糸事業

計

前年度繩糸消費量

本年度繩糸消費量

</

00876

生糸生産量

一、二四八、九四二

であつて昨年度繰糸実績のそれに比し乾繭にして四〇七貫余生産生糸二四八貫余を増産している。

以上が二十四年度実績であるが制約された予算を以つて旧式な機械による繰糸を爲しよりも統制撤廢後の生糸相場不安定の中において生産し收入を図つてゐることは当所の備まざる努力の結果と謂うべきである。

(3) 現在空閑利用による大量繰糸は当所の獨立的採算的運営方針に基き多大の腐心と努力とによつて操業し成果を挙げつゝあるが併し乍ら現在の繭の生産状況を勘

歳 入 関 係

(四月末日現在)

科 目	予 算 額	調 定 額	收 入 滲 額	收 入 未 滲 額	予算額に對し減入済額△減
検定手数料	二六八九〇	一六、九〇〇、〇〇	一六、九〇〇、〇〇	△三〇、〇〇〇、〇〇	△三〇、〇〇〇、〇〇
鑑定手数料	三、八〇	一一〇、〇〇〇、〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇	△三、七〇、〇〇	△三、七〇、〇〇
眞綿検査手数料	二、一四〇	△一〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇	△一〇〇、〇〇〇
繰糸試験手数料	二六一、八四〇、九〇	二六一、八四〇、九〇	二六一、八四〇、九〇	△二六一、八四〇、九〇	△二六一、八四〇、九〇
生産物売扱代	三〇〇、九九四	二、六五、二四〇、〇五	八、九九、三八、五五	△二、六五、二四〇、〇五	△二、六五、二四〇、〇五

00877

外に過年度收入として二百三十四万三千五十四円九錢これは二十三年度分生糸代金である。

科 目	予 算 額	支 出 濟 額	今後の支出見込額	不 要 見 込 額
縣 職 員 費	三、三五、〇〇七	三、三六、四九、〇〇	一九、一四九、〇〇	
檢 定 所 費	一〇、四九、三三三	一〇、三九、六〇、三七	三一、七三	
計	一三、八〇四、八九	一三、五七六、三八、二七	一〇九、〇〇〇、〇〇	一六、五一〇、七三

以上の通りであるがこれを收支均衡の面所謂獨立採算制の見地より検討すると(前表参照)歳入決算見込額

ある。

一千一百九十四万四千余円(円未満省略)(内二百七十三万八千余円は出納閉鎖迄に收入可能見込額)歳出決算見込額一千三百七十八万五千余円で右不足額一百八十四万一千余円となり一応欠損を生ずることになつてゐるが元々歳出予算額中には生産收入財源以外の所で結局約六十九万八千余円が欠損と見込まれてゐる

謂純縣費支出額一百十九万七千余円を見込まれてゐるので、

以上により六十九万八千余円の欠損を見込まれて

いるがこれは生糸の統制撤廢後における價格の値下りによるものと検定繰糸試験件数が何れも予定より減少したためもあるが根本原因は本年度は購繭が予定より少く從つて業手の減員未補充による事業縮少のためと謂うべきである。併し繰糸事業の実績から見て最少人員を以つて事業の運営を図つてきたこと

は一応認められる。

案して空閑利用による繰糸は現在程度に止めることが好ましく寧ろ本來の検定業務を重点に置き使命を全うすると共に円滑なる運営を図ることに留意すべきである。

(4) 機械設備の補修並に整備は一応整つてゐるが先年の火災以來所長室、事務室の専用室がなく作業室を一時兼用しているため事業遂行上種々支障を生じております宿直室も仕上室を當てゝいる状況である。早急罹災跡復旧の必要を認めたので当局の考慮が望ましい。

(5) 収支予算の状況は

00878

(1) 生産物売扱代未収金三百七十三万余円は岩美郡養蚕組合に払下げた生糸代金十一万六千余円と年度末に神戸市場に二百六十一万余円の出荷分であるがその後六十万余円収納されており残金は五月中旬に送金の旨通知を受けていたので出納閉鎖期迄には収納の見込がついているやうである。又二十三年度持越されていた出荷中の生糸一、七〇七斤の代金は過年度收入として大体予定通り収納されている。

(2) 職員は所長以下五七名(更員二、技師三、傭人五二)であつて定員六三名に対し傭人六名欠員中であるが從來の結果から見て現陣容では本來の検定業務に支障を生ずる模様であつたが検定開始期迄には補充の要を認めた。

(3) 事務の処理状況は概ね良好であり会計経理状況も適正に執行されているものと認めたが左の点留意されたい。

(4) 生糸蛹副蚕糸類の生産簿及原料織消費簿の記入方法の改善をする。即ち委託織糸原糸と当所大量

織糸原料織の区分並に出納を明確にし又出納員としてもこれが受入消費の出納が一目瞭然としていないので今後明確を期すべきである。

(5) 支出予算執行に当たり支払の遅延しているものがあつたので支払義務を生じているものは至急支払すべきである。

(6) 備品整理は一応新帳簿を作成し整理しているが旧帳簿と新帳簿の引継数量が不整合である現品と照合の上整理されたい。

縣立農産加工所 昭和二十五年五月九日監査
監査委員 保木本 德太郎

一、事務の執行状況

(1) 本所は本縣農産加工を基盤とする農村工業の振興を図るため凡ゆる角度から科学的にこれを試験研究し普及に努めており設備の充実と機械器具の整備とにより漸次成果を收めつゝあるものと認めた。特に本所は農事試験場西伯分場と表裏をなしておるので從つて生産から工に到る一貫した試験研究の特性を以つて本縣

(1) の実績に適応した農産加工の試験研究に努力していることは欣ばしい。

(2) 本場の加工試験されている主なるものは次の通りである。

(1) 甘藷及び馬鈴薯の澱粉加工試験研究

△品種別、收量別、押苗時期別、收穫時期別の歩留試験研究

△生産品、澱粉糖、グリコース、人造米、人造餡

(2) 赤蕪菁の原色保持に関する試験

△各種漬物生産

昭和二十四年度加工製作物調

(昭和二十五年三月三十一日現在)

原材料名	購入量	購入金額	製品名	收入予定額	製品数量	收入額	差引増減	摘要	要
甘 蘿 蕃	二、五〇〇	金、七〇〇〇〇	澱 粉 糖	三〇、〇〇〇、〇〇	玉、〇六〇〇	△一四、九六〇〇	一部在庫		
馬 鈴 薯	九〇	一三、八六七、〇〇	グリコース	一九、四六、三六	四、〇〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	△一六、五二、五三		
菜 漬 油	一九、四六、三六	一四、〇〇〇、〇〇	粕	一四、〇〇〇、〇〇	一三、一四六、四四	△一六、五二、五三			
茶	一								

00881

大 離	根	貫	六,六〇〇,〇〇	大 根 漬	貫,〇〇〇,〇〇	一〇貫三〇〇匁	一〇・九〇〇,〇〇	△一九・三一〇,〇〇	一部在庫
茄 子、筍	栗	貫	一〇〇	蘿 神 漬	一、五〇〇,〇〇	一〇貫三〇〇匁	一、五〇〇,〇〇	△一、五〇〇,〇〇	試験用使用すみ
梨	無 花 果	貫	七	梨栗、瓶詰	一、四〇〇,〇〇	一〇貫三〇〇匁	一、四〇〇,〇〇	△一、四〇〇,〇〇	
大豆、小麦	計	貫	一〇〇	ジャム缶詰	一、〇〇〇,〇〇	一〇貫三〇〇匁	一、〇〇〇,〇〇	△一、〇〇〇,〇〇	
(4)	赤蕪等大根其の他の漬物加工醤油の醸造搾油等は自 然加工にして実質的農村工業化する迄には種々と困 難が伴うではないかと危惧されている。	四、五七貫	一	醤 油	一、〇〇〇,〇〇	一〇貫三〇〇匁	一、〇〇〇,〇〇	△一、〇〇〇,〇〇	一部在庫
(5)	以上が当所の試験研究及び加工の状況であるがその 結果は概ね成功を收め功績を挙げている。要はこの成 果を如何に農村工業として普及化して行くかと謂うこ とが問題である。所長はこの成果に基き各町村農業協 同組合或いは工場等への指導に努めているが何れの生 産加工にしても相当の施設を必要とするので組合の財 的現状からして実質的農村工業化する迄には種々と困 難が伴うではないかと危惧されている。	四、四二俵	一	△三一、〇〇〇,〇〇	△五、三〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	試験用使用すみ
(6)	家消費に充てる程度のものでさしたる問題はないが甘 藷、馬鈴薯の澱粉加工とその製品、人造米の加工生産、 果物野菜の瓶缶詰と謂つた加工生産施設は相当規模の 施設を必要とするし又生産技術或いはコストとか販路 と謂つた面でも種々困難が伴うものと考えられる。特 に本縣の甘藷の生産量は相当量に上つておりこれが加 工量の多寡或いは技術の優劣によりこれが農村工業化 に大きく影響する様であるが各町村農業協同組合の企 業化は前記事情等から考え困難ではないかと考えられ る。	三九、四六、九六	一	△一、八三、四七	△三、一〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	一部在庫
(7)	由良澱粉工場外ニ工場	五五、〇〇〇,〇〇	一	△三、一〇〇,〇〇	△三、一〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	△七〇、〇〇〇,〇〇	試験用使用すみ
(8)	当所二十四年度経費の中支出額五十二万余円の財源 に充てたる生産收入は現在漸く二十六万余円收入し残 り二十六万円は本年度收入が得られず從つて歳入欠陥 となつてゐる。これが原因は年度中途甘藷の統制撤廃 に伴ない製品たる澱粉糖の値下りの爲めであつて事情	六,六〇〇,〇〇	一	△一、五九、〇〇	△一、五九、〇〇	△一、五九、〇〇	△一、五九、〇〇	△一、五九、〇〇	一部在庫

00880

る。先づて當所加工施設を擴充し一元^一に澱粉の委託
加工をなしその後の製造過程を單位協同組合において
加工製品化せしめると謂つた方向に進ませることも一
方法ではないかと思う。

昭和二十四年度内に於いて主として甘藷加工による澱
粉製造及び人造米製造の指導をし工業化すべく努力し
てゐるがその状況は次の通りである。

(1) 既存澱粉工場の設備検討並に改造指導

(2) 由良澱粉工場外ニ工場

(3) 農業協同組合単位澱粉工場設計指導

(4) 高麗農業協同組合

(5) 甘藷加工人造米及び綿作指導

(6) 滋津農業協同組合外六組合

(7) 濱粉麺技術指導

(8) 余子農業協同組合

(9) 葡萄糖製造技術指導

(10) 高麗農業協同組合

(11) 畑作地帶の多い伯西部殊に弓浜農村に對して栽培生

産面の指導は農事試験場分場が又生産加工面の指導は
當所が各々担当し栽培から加工生産迄の一貫せる指導
方針のもとに試験研究の結果を急速に周知し又技術指
導をして農村工業化の実現に努力し窮迫せる農村の更
生対策の一助たらしめる様格段の配慮が望ましい。

(6) 当所の施設は昨年より幾分改善されて來たが未だ加
工室の不完備機械の不足があつて充分なる加工試験は
不可能の様であるが本所機能を中途半端なものとしな
い様今後漸次充実整備すべきである。

(7) 防火施設は消火器一個あり完全とは謂えない特に水
道栓なく水利の便が悪いので一朝有事の際を顧慮し消
火用具を備えるとか又何らかの防火施設をすることが
必要である。

(8) 当所二十四年度経費の中支出額五十二万余円の財源
に充てたる生産收入は現在漸く二十六万余円收入し残
り二十六万円は本年度收入が得られず從つて歳入欠陥
となつてゐる。これが原因は年度中途甘藷の統制撤廃
に伴ない製品たる澱粉糖の値下りの爲めであつて事情

已むを得ないものと認めた。尙在庫品が左記の通りあるが本年七、八月頃の値上りを見越し売却の予定の様である。

(記) 加工製品在庫數調

(昭和二十五年三月三十一日現在)

製品名	在庫数量	二十一年三月三十一日現在同上	摘要
澱粉糖	一古貫五〇匁	六、二〇〇円	
大根漬	四石至斗	二〇、三五〇円	(福神漬の材料を含む)
醤油		一〇〇、五〇〇円	
計		一一〇、五〇〇円	

(9) 経理その他の事務で不正不當と目されるものはないが処理状況は余り良好とは認められなかつた。左記事項は今後注意すべきである。

(a) 原材料を相当量購入し加工しているが之が受払の明確を欠いている。原料購入より生産物引繼売却迄の出納を明確適正にされたい。

(b) 品購入修繕簿中科目更正を要するもの二、三

工業試験場 昭和二十五年五月三十一日
監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一
同 保木本徳太郎
倉 繁 良 邑

一、事務の執行狀況

- (1) 当場に製紙部、木工部、窯業部、醸造部、染織部、工芸図案部を設け試験研究に努力し夫々斯業の爲めに貢献しつゝあるものと認めるもこれが施設々備は今猶貧弱であつて充分なる試験研究も困難かと思考される。
- (2) 震災による被害と戦争の影響を受け爾來復旧も遅々として居たが漸く昭和二十四年度一百五十一万七千余円を以つて概ね復旧された。しかし施設々備は未だ充

(5) 各部門の業務執行狀況は概ね次の通りである。

A 製紙部は各部門の中でも小規模ながら設備は概ね整備されて居り終戦後他の部門に先んじて活動し製紙技術の向上指導、紙質改良、美術工芸紙の試作、製紙工場經營の改善指導、販路の開拓と輸移出の奨励、企業の診断、鳳尾竹、大山賀等のバルブ工業化、その他講演、講習或いは相談指導により斯業の伸展に貢献していることは欣ばしい。殊に名声ある因州紙の品質保持と土佐、伊予、美濃に次ぐ生産量と声價を失墜せしめない様格段の努力を希望致したい。

B 重要木工縣として指定せられたる本縣に於ける現下業界の不振は經濟不況下にあるとは謂いながら嘆かわしい次第である。當場木工部はその中にあつて支辨し最大の効果を挙げしめる様考慮し本來の使命を余すところなく全うせしむるべきである。

(4) 各部門共陣容が弱体につき優秀技術職員を増員し高度なる試験研究を爲し指導して業者の先導者となり推進力たらしめるべく強化することが望ましい。

(c) 受發文書件名簿の整理が完全でない、例えは受文書の回答に發番号を用いており又書類も分類し索引を附して編纂すべきである。

00883

00882

00884

めるべく準備中と聞くが正に業界へ喝を入れるものとして期待するものである。

C 窯業部は昭和二十三年度より再發足し二十四年度より徐々に陶磁器の試験研究をしておるが主として各種土石による陶器の試作研究がなされている。本縣の斯業は勃興の機運に向つゝあるときをの振興に二十五年度は一層努力すべきである。尙当部試作の屋根瓦は巷間に不評を時折り耳にするので研究して優秀品を生産せられる様希望する。

D 染織部も製紙部、窯業部と共に昭和二十三年再發足したのが同年度は施設、機械の整備期間であり二十四年度より試作生産の段階に入つて居る。即ち輸出向高級工芸手織物の試作、伯州綿糸、絹糸、化学纖維等の試験試験研究を実施、中小企業家の技術指導をしてその向上に貢献して居るが機織が主であり染色は実施して居ない様である。設備を完備して染色の試験研究指導も実施すべきである。尙弓浜部一帯は將來機業地として囲目されているので染織の試験研究と指導に一層努力を希望する。

E 製造部は震災以來復旧されて居らず施設設備に見るべきものがない。従つて醸造用水及アルコールエキスの委託分析とか味噌醤油の一部町村農業協同組合への実地指導に當つて居る程度で施設々備が無い

爲め醸造物の品質改良とか醸造原料品種別試験或いは醸造技術の向上の爲めの試験研究と謂つた面は爲されて居ない。本縣醸造業界の振興の爲めにもこれが復旧は急務につき當業者の協力を得て早急に完備せしめるべきである。

(6) 経理その他事務の処理状況

A 人件費及当場復旧費は純縣費負担としてこれを除きたる所謂事業費歳出予算四百五十五万余円(この中特に純縣貸でみられたる四十四万円を含む)を以つて各部門の試験研究に從事したるも生産收入が予

期通り上らす爲めに歳出予算令達一百十六万八千円抑制され又當場自体として令達予算中八十九万三千余円を留保しもあるも猶約十七万円の歳入不足

(独立採算的に見て)を出して居る状況である。

これは前記事務の執行状況に述べた如く收入予算は如何に過大になつてゐるか、大きさに表れて居る。その概況を示せば次の通りである。

記

前歳入減收をカバーする爲めに

予算令達額の中當場自体の留保額

八三三、〇〇

歳

予算令達額の中當場自体の留保額

一一六、〇〇

出

計

一一六、〇〇

B 生産物の売払代で四月末現在の未収額が一百九万余円(一二〇件)もある。本監査当日の五月末

現在餘七十四万六千余円の未収を残して居たがこれ

は過年度收入となる様であり甚だ遺憾に思つた。今後生産物の未納は努めて避ける様留意ありたい。

C 試験研究より生ずる生産品の年間統計が爲されて居なかつたが今後業務実績を把握検討する上からしても各部門毎の統計作成を必要と認めた。

尚年度末には在庫製品、半製品、資材の棚卸をする

D 常傭人夫の出面が厳格を欠いて居り又賃金支給書

入 歳		科 目 部 別		予 算 額		收 見 込 額		入 收 增 △ 額	
生 産 物 売 払 代	製 紙 部	八九、〇〇	四	八九、〇〇	四	七三、五〇	△一三、四〇	△一三、四〇	△一三、四〇
木工部	三五、〇〇	一五、七六	△一三、三四	一五、七六	△一三、三四	一一〇六	△四二、九一	△四二、九一	△四二、九一
窯業部	一、〇五、〇〇	六六、〇九	一一〇六	一一〇六	一一〇六	二六、七九	△一、三九、二四	△一、三九、二四	△一、三九、二四
醸造部	一、六六、〇〇	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一八、四九	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇
染織部	一、六六、〇〇	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一一〇六	一一〇六	△一、三九、二四	△一、三九、二四	△一、三九、二四
紙検査手数料	一	一	一	一	一	一一〇六	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇
吏員納付金雜入	一	一	一	一	一	一一〇六	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇
計	四、一〇六、〇〇	一	一	一	一	一一〇六	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇
更員納付金雜入	一	一	一	一	一	一一〇六	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇	△一〇六、〇〇

00886

類と符合して居ないものがあつたが今後は各部門毎に出欠簿を設け遗漏のない様処理されたい。

氣高保健所 昭和二十五年六月七日監査

監査委員 保木本徳太郎 同 倉繁良逸

一、事務の執行状況

(1) 本所は昭和二十四年十月二十日新築落成十一月一日より職員十名を以つて業務を開始したが当初は業務執行上に隘路があり不振であつたが二十五年度に入つて漸く軌道に乗り所長以下職員の努力に依り当時に比し飛躍的上昇の段階に入つて居ることは結構である。

(2) 併しながら本所々在地は浜村町地域内における地利的條件から見た場合適当地とは謂えない。即ち郡内東部地区は殆んどが鳥取保健所を利用しているが西部地区と雖も浜村町の辺鄙な箇所にある關係で利用度が著しく減殺されていることは否めない。

(3) 日日の検診或いは相談等の爲めの來所者は極めて少數で、用度が薄いが當所の活動目標は勿論としても各町

二、施設・備と防火対策

- (1) 施設・備は完璧とは謂えない迄も先づ上々である。寧ろ郡民の利用度の状況からすれば勿体ない位である。
- (2) 建設地が砂地である爲め今より建物周囲に適當な砂防対策を施して置くことが肝要である。
- (3) 地利的に水利の便が悪いので防火用貯水槽が必要であり又防火用消火器その他の防火器具を備付けて置くことが緊要である。
- (4) 業務用或いは飲料用として井戸一基を掘鑿しあるも極めて湧出が悪く水量が不足し支障を生じて居る模様を認む。
- (5) 建物に七十二万円、レントゲンに六十二万円の火災保険に附保もある土地建物の所有権登記が未だなされて居ない至急手続を爲し置くべきである。

三、経理出納その他事務の処理状況

事務処理は良好であつたがたゞ左記の点今後注意すべきものと認めた。

00887

村、学校、事務所への出張集團検診によらねばならない。この着眼からして現在一応の計画を樹て管内各町へ出張巡回検診或いは相談を実施し漸次効果を挙げることとは欣ばしい。

(4) 一般の予防保健行政についても郡東部地区は從来よりの行がかり上当初は鳥取保健所に依存度が強かつた爲め兎角円滑を欠いて居た模様であるが現在では当所の最大目標とする出張集團検診に絶対不可欠の郡医師会、町村衛生主任・学校衛生会、町村保健婦の協力を得て業務を遂行、業績を挙げて居る様である。

(5) 当所のダットサンは是非備付けが肝要である。搬送式間接撮影機（レンントゲン）とこれを携行馳驅する爲めのダットサンは是非備付けが肝要である。

(6) 農林漁村を包括する管内を持つ当所としては衛生教育と衛生思想普及に努力を要するものと思われるので幻灯器、映寫機を備えその徹底に乗り出すべきである。

(7) 当所の運営協議会は未だ設置されていないので業務の円滑執行と業績向上の觀点から早急設置することが望ましい。

種畜場 昭和二十五年六月七日監査

監査委員 岸本政嘉 同 柳谷保一

一、事務（事業）の執行状況

- (1) 本場に於ける事業の状況は概ね順調に執行されているものと認めた。殊に本年度は畜産生産物價格の急激なる暴落により事業の執行と場の運営面に尠からず困難を感じながら事業目標の達成に努力されていること

(2) 当場各附屬施設事業の執行状況は概ね次の通りである。

を認めた。

A 有畜營農指導所（上中山村）

本施設は有畜營農施設として所長以下十一名（外練習生十名収容）和乳牛、豚、綿羊等の種畜の繁殖育成領布の外に水田五反（借地）畑二町歩（縣有）山林三千町歩（縣有）を有し主として開拓地向の有畜農者の養成に努めると共に畜力農機具の改良研究と奨励指導を行い着々その成果を挙げている。

B 溫泉利用畜産加工所（浜村町）

本施設は本縣中小家畜家禽の改良普及と飼育奨励を目的とし併せて毛皮加工の智識、技術の指導を爲してあるが、最近の畜産生産物暴落のため農村一般に

これが飼育熱は低下し又同所に対する関心も次第に薄くなりつゝあり從つて事業不振を続いているが、現在採られている同所の獨立採算的運営は到底困難な情勢下にあるので將來は生産收入等いは手数料を

C 溫泉利用育雛場（畜産加工所併設）

本年度温泉熱利用による育雛状況は初生雛を本場より三、五六四羽を受け（春二回秋三回）二、七一二羽を育成（約五十羽）しその育成比率は七六%の好成績を挙げ頒布している。

D 米子孵卵施設（米子市）

本施設は春秋の一定時季に電熱による孵卵を円滑に実施している。その概況は次の通りである。

内	外	内	外
孵化	孵化	九二、三五八羽	八、〇六四羽
孵卵実施生産數	一〇〇、四二二羽		

(3) 本場の飼育用飼料は殆んど購入飼料に依存し相当経費を投入しており自給生産飼料は極めて少量で一部に充たない状況である。現今の畜産不況打開の一方案として廉價の粗飼料を以つて優良種畜を生産し得る様考

究すべきである。即ち飼料に関する研究は从来より比較的研究が薄く研究が足りない憾みがあるので農事試験場等研究機関とも連繋して今後十分試験研究の上有畜農

家の指導に努めるよう希望する。

(4) 本場收支予算の状況は

科 目	予 算 額	調定（收入済）額	増 △減
使 用 料 手 数 料	一、〇〇、八〇〇 円	六五一、三七〇、〇〇	△三五一、四三〇、〇〇
雜 收 入 生 產 物 売 扱 代	六、九三二、七〇九、〇〇	五、九六〇、一七八、五三	△九七二、五三〇、四七
補 助 金 有畜營農指導所補助金	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	
計	八、〇三五、五〇九、〇〇	六、七一、五四八、五三	△一、三二三、九六〇、四七

（歳出關係）

科 目	予 算 額	支 出 済 額	残 額
種 畜 場 費	五、五七七、一六五、〇〇	五、三二七、六五六、六一	一四九、五〇八、三九
畜 產 加 工 所 費	二、五〇三、八〇〇、〇〇	一、六八四、三七二、九六	八一九、四二七、〇四
營 農 指 導 所 費	一、一一四、九六一、〇〇	八四六、六九五、四七	二六八、二六五、五三
計	九、一九五、九二六、〇〇	七、八五八、七二五、〇四	一、三三七、二〇〇、九六

以上の通りで收入予算に比し多額の減收を生じておる。これを検討すると手数料、三十五万余円の減收は畜産

減少したのと從業員の退職異動等の爲め事業不振によ

り予期せる成果が揚らなかつた爲めである。

生産物売払代九十七万余円の減收は生産減少と且又價格の低落によるものでこれ等の減收は何れも歳出面に於いて夫々抑制留保しているので歳入欠陥にはなつていない。

(5) 本場事務職員は一名（出納員）でありほかに三名の女子補助職員を以つて執行しているが数多の附屬施設を有し相当量の事務処理に忙殺し苦勞をしてあるので最少限事務職員（庶務関係担任）一名の増員は不可欠のものと認めた。尙事務の執行に当り左の点留意されたい。

イ、事務職員は前述の通り出納員一名のため經理事務面においてその処理に滞滯を生じてゐる点も窮われた。特に生産物売払代金の収納が遅延しがちであるが收納の迅速を期する様努められたい又附屬施設に於いて生産物收入又は加工手数料等の收入金を歳出金原材料に一時流用支出していたようであるが予算不^トの際経費を必要とする場合は主幹課へ連絡し予

算令達を得て支出することゝしかゝることのない様注意せられたい。
ロ、各施設部門毎に生産物引継簿を作製し生産総数量を把握すると共に使用区分別出納を明確にして置くべきである。

ニ、飼料或いは種鶏卵購入の爲め前渡金精算が遅延の傾向にあるので早期精算整理する様留意すべきである。

農事試験場 昭和二十五年六月十日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本 德太郎

一、事務の執行状況

(1) 本年度事業は近代的農業經營の新しい分野の開拓に努め本縣農業の試験研究並指導機關として強力に事業の発達しているものと認む。尙本場の方は試験研

究のための試験研究に終らせず直接一般農家に繋るものとして農民の試験場たらしめるべく一層努力せられたい。
(2) 農村不況打開策として適地適作換金農産物の栽培研究に努力しており特に低位生産地改良事業調査実施に當り縣下五地区を試験地区に指定し改良法を実証相当見るべき成果を挙げ一般農家に対し多大の示唆を与えていることは結構である。

(3) 農村改良助長法による農業講習所が創設され現在講習生五三名收容しているが専用建物もなく本場の一隅を利用しているに過ぎず又専用の試験研究施設或いは機械器具も全然なく経費も二十四年度分講師手当等を含め六十三万余円の僅少額であつて到底不充分な状況である。当養成機関は農業改良指導者として農民の先駆に立たなければならない人々の養成機関につきこれ等施設・備の充実を図り充分試験研究せしめることが緊要と認めた。

(4) 総合的農業試験研究機関設置の爲め現在農業関係機

関の整備統合に關し本縣に於いても近く根本的に改革する爲め目下検討中の模様であるが縣財政事情等により拂々しく進んでいないようであるが農村不況下の今日その帰趨を早急に決定し、その中軸となる本場の運営方針を誤まらしめざるようになすべきであり、殊に他府縣では続々と実現している状況からしても急速に決定し実現すべきである。尙本場運営の円滑化を図る上にも諮問運営委員会を設置し今後運営上の諸問題を解明せしむることが必要と認めた。

(5) 現在職員の定員は三五名であるが定數條例制定に伴い七名減員されていることは現在している所属機関及施設の状況及業務量から見て酷に失するものと認められる。從つて試験研究その他事務の執行上支障を生じてゐるようである。殊に經理事務及一般事務の量的に見て事務職員（出納員）一名では過重であり事務完遂は不可能に近いものと認める早急考慮すべきである。

(6) 本場経費予算財源として生産收入を相当額見積られ

00892

は第二義的に陥る傾が窺れる。かゝる歲入予算措置は財政上一應已むを得ないものと認められるが特に本場に限らずこれ等試験研究機関に対する從來の予算編成は実情に即しない憾みがあるので本來の目的を充分検討し予算編成に當るべきである。

(7) 事務の処理状況は概ね良好と認められたが全般に亘り各部門との連繩が不充分で所管事務の責任の所在が不明瞭の点が認められるので今後厳格に処理されたい。尙左の点今後留意されたい。

イ。生産物処理については前回監査時指適したにも拘らず措置されていない、即ち正規の引継簿を作成し受授生産数量を把握し総生産物の出納記録を明確にして置くべきである。尙各部門毎の係に於いて払下肥料、飼料場の業務用使用、試食等の使用区分及出納は一應爲されているも場長の認印が必要である。

ロ、生産物買受書に買受人の捺印なきものが相当件数あつたが今後は捺印せしむべきである。

ハ、十世紀梨代金二万六千余円を払下年度に調定せ

00893

(3) その原因は院長を初め職員の努力もことながら

昨年欠員となつていた外科、小兒科の医長が充足されたこと及び病院が改裝され病棟が漸次改築されつゝあることに起因せるものと認める。

(4) 尚婦人科医長も昨年以來欠員となつてるので早急に充足すべきである。

(5) 病棟三棟及び院長並に各医長公舎を起債により準次建築計画されているがその中二十四年度に於いて一病

棟（四六病床）の改築と公舎一棟（三戸）の買収を完了し近々收容可能の状況にあることは欣びに堪えない。残りの病棟及び公舎も漸次既定計画により完成されることを期待する。

(6) 本年四月より患者の給食（実費三食百円）を実施しておる患者の適食による医疗の完璧を期していることは結構である。現在入院患者は八十三名にて満床であるがこの給食制度を利用している患者は入院患者の七十七%の六十四名（結核患者は完全給食）であり好評を受けている様であるが今後は完全給食を実施し各病

種による特別食と且亦外来患者或いは附添人えの実費給食も考慮されている。

(7) 看護婦の定員三十六名であるが患者の増加に伴ない、手不足の感がある。例えは現在入院患者八十三名に対し七名で担当看護をしていて看護婦一名当たり十二名を受持つ相当多忙を極めてある様にて又患者に対する十分分の看護は出來ないので最少限度の増員は考慮すべきものと認めた。尙基準は四名に一名、日赤鳥取支部病院は六名に一名、鳥取市民病院は八名に一名が担当している模様である。

二、建物施設の管理と防火対策

(1) 病院の廊下階段、庭園等病院内外の美化清掃に一層留意されることが望ましい。

(2) 四周の状況で或る程度已むを得ないと思うも各室廊下が暗く陰鬱な感あり努めて採光につき工夫されたい。尙そのためには内部の塗替え改築を考慮する要がある。

(3) 外來者の自転車置場の完全なるものを設ける必要を認める。

本翌年度に持越し調定收納しているが適當でない。尙分場及青果物試験地に於ける生産物売払代金の收納が著しく遅延の状況にあるが努めて迅速に收納すればいいので至急作成し整理すべきである。

ニ、人夫の雇傭使役を農夫に任せぎりのようであつたが適當でない。又人夫賃支給台帳が備付られていないので至急作成し整理すべきである。

（1）昭和二十四年度の運営状況は先づ良好であり同年度決算上概ね五万九千余円の剩余金を見込まれており外に四十八万三千余円後払となりたための未收額がある。

（2）昨年一月三十一日附日本医療團との譲渡契約成立し新発足したが引継直後の不振状態より現在の好調に移行されていることは欣ばしい。

一、病院の運営状況

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

縣立中央病院 昭和二十五年六月十六日監査

00894

(4) 防火設備としては水道消火栓、軽便消化器と救護器具は担架が備付けてあるが尙防火用貯水槽、避難梯子等を常時整備し一朝事ある機に準備し置くことが緊要である。

(5) 火災保険には左の通り附されている。

本院	六百三十三万一千円
分院	一百三十一万五千円

レントゲン機械一式	六十万円
-----------	------

(6) 日本医療團より買収後未だ土地建物の所有権移転登記がされていないが急速に手続すべきである。

三、医師の充足と待遇改善

(1) 医師の俸給は縣吏員並の級号俸によつて扱われている関係上公務員以外のそれに比較すると待遇が劣つてゐる。従つて現状は日赤病院医師中或は鳥取市民病院医師(特別給)より余程下廻つてゐるので均衡を失して極めて転退職も頻繁になり新規採用に際しても困難を極めている状況であるが、斯くては勢い病院経営上にも障を生ずることとなるので何等の考慮が必要方措置を望む。

(3) 診療料の手許保管が概ね五日間乃至七日間位になり手持期間が永いので早目に縣金庫へ払込む様措置せられたい。

(4) 社会保険基金事務所或いは地方共済組合の診療点数の査定による料金の増減は、從來前記箇所より通知なきため不明の儘処理されておるけれどもこれは月々明確にし調定額の増減を記帳し整理すべきである。

(5) 昭和二十三年度未収額五万二千三百三十円六十錢は過年度收入として調定すべきに不拘一万七千三百二十円のみ調定收入もあるもその差額三万五千四十円六十錢は調定済れにつき二十五年度において調定の上収納すべきである。

(6) 市町村後納の医療扶助料金の窓口受取の際は院長印

00895

共済(県)九万六千二百三十五円及び市町村医療扶助分十七万一千七百四十一円五十錢であるが、点数の査定その他手續に相当日数を要する爲め未収を生じたるもので事情已むを得ないものと認められるも早急収納方措置を望む。

(3) 診療料の手許保管が概ね五日間乃至七日間位になり手持期間が永いので早目に縣金庫へ払込む様措置せられたい。

(4) 社会保険基金事務所或いは地方共済組合の診療点数の査定による料金の増減は、從來前記箇所より通知なきため不明の儘処理されておるけれどもこれは月々明確にし調定額の増減を記帳し整理すべきである。

(5) 昭和二十三年度未収額五万二千三百三十円六十錢は過年度收入として調定すべきに不拘一万七千三百二十円のみ調定收入もあるもその差額三万五千四十円六十錢は調定済れにつき二十五年度において調定の上収納すべきである。

(6) 市町村後納の医療扶助料金の窓口受取の際は院長印

領收とせず縣出納員の領收証により受領し現金払込書により收入手続すべきである。

(7) 日々の診療料は歳入調定簿に必ず登載し收支命令者の認印を受くべきである。又日計表は出納員が閲覧し置くべきである。

五、その他の事項

(1) 分院の現状はその活動が余り活発化されていない様であるが維持管理その他経費に無駄を生じ勝ちにて本院の運営に影響を及ぼすものと認められるので医療施設として有効的活用を希望する。

(2) 結核患者の衣服、寝具その他傳染病性疾患のものの器物の消毒設備を必要と認める。

(3) 紙食制を職員の定数範囲内で実施した爲め紙食事務に追われ勝ちであり事務整理も充分ならざる点も見受けられた。これが職員の増置が必要である。

(4) 紙食は入院係にて当該カルテにより記入し処理されつつあるも紙食係にも合理的紙食台帳を設け入院係と照合点検する等して料金の正確徴集と主食その他食料

である。

例えれば本病院長の給額は級号俸最高額で頭打ちの状況であるにも拘らず他の病院長より余程低額である。

(2) 従来の往診手当は正規の手当としては支給され得たらず適宜旅費として支給され、あるがこれは合法的に支給することが望ましく、他の病院との均衡を得たる適額を旅費支給條例に設定し支給すべきである。

四、經理その他の事務並びに診療料の出納状況

(1) 診療料の日々の調定金額と社会保健基金事務所及び地方職員共済組合の請求金額とが相違し二十四年度内において三十二万四千二百七十一円四十三錢の調定洩れのため追加調定せるが、この相違の原因はこれ以後納分の傳票發行洩れによるものが大部分と見做されるのでカルテの嚴重記入により洩れない様合理的に調定すべきである。

(2) 診療料年度内收入未済額四十八万三千円は三月末迄における医療費にして地方職員共済組合分二十一万五千五百二十四円五十錢、社会保健基金事務所分(政府

00896

品の出納記録の厳正を期すべく早急考究されたい。

何れにしても給食係にて台帳及び出納簿により毎日
給食回数の把握と食料量を確認し明確に記録して置く
ことが肝要である。

(5) 患者が入院の際五百円を預託し退院の際は還付する
と謂つた保証金制度が採られているが、この制度は鳥
取市立病院以前より慣習の様であるけれども縣として
は別に規定されても居らず前記少額では保証金として
の効果も生じ難く又縣民のサービスの觀点からして
も一考すべき事項と思う。尙從來これが取扱いは公金
的処理がされていないが繼續するならば歳入歳出現
金として縣金庫に寄託し公金的処理を爲すべきである。

昭和二十五年七月二十九日印刷
昭和二十五年七月二十九日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可) 発行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町 印刷 縣